

## 2024 年度留学生地域交流事業 Q&A

### 1. 申請に関する事項

**Q1-1: 選考結果はいつ頃分かりますか。**

A: 「募集要項」に掲載のとおり、選考結果は 2024 年 4 月下旬までを目処に申請団体の長宛に通知するとともに、日本学生支援機構（以下「当機構」という。）のホームページでも公開する予定です。

**Q1-2: 助成対象期間はいつからいつまでですか。**

A: 助成事業実施期間である 2024 年 5 月 1 日（水）から 2025 年 1 月 31 日（金）までです。

**Q1-3: 助成対象となる事業区分の該当数が 1 つ又は複数であることによって審査結果に影響しますか。**

A: 影響しません。事業区分の該当数ではなく、事業の趣旨や内容に基づいて審査を行います。

**Q1-4: 1 団体で複数の事業を申請することはできますか。**

A: 異なる内容の事業であれば申請できます。それぞれの事業ごとに申請書類を提出してください。ただし、1 団体から複数の申請があった場合は、より多くの団体を助成するために 1 団体から複数の事業を採択せず他団体の事業を採択します。その上で、予算に余裕が生じた場合には当該団体の別の事業を採択します。

**Q1-5: 特定の国・地域との交流を図りたいが申請することはできますか。**

A: 申請できます。ただし、特定の国・地域を対象とした交流よりも交流の趣旨から複数の国・地域を対象とした交流が望ましいため、審査時には有利になりません。

**Q1-6: 団体の関係者及び学生等のみを対象とした事業を申請することはできますか。**

A: 団体の関係者及び学生等のみを対象とした事業は申請対象外です。

**Q1-7: 助成金申請額が少額でも申請することができますか。**

A: 申請できます。事業の趣旨や内容に基づいて審査を行いますので、事業内容に見合った適正な金額で申請してください。

**Q1-8: 過去にどのような事業が採択されていますか。**

A: 当機構ホームページに採択プログラム及び各団体が作成した報告書を掲載し

ています。以下の URL を参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryujigyou/index.html>

## 2. 申請書類に関する事項

**Q2-1:オンラインで実施する事業について、申請することはできますか。**

A:オンラインの利点を活かし、本事業の目的や助成対象に適合する事業内容であれば申請できます。

**Q2-2:1事業として、年間を通じて複数回事業を実施することはできますか。**

A:事業の趣旨・効果が同じで、助成金額及び助成事業実施期間内であれば、複数回事業を実施することができます。

**Q2-3:特定の国・地域の留学生支援を対象とした事業でも申請できますか。**

A:申請できます。ただし、審査方針（別紙2）に記載のとおり、外国人留学生の出身国・地域等の多様性も審査の対象となります。

**Q2-4:参加者数に条件はありますか。**

A:条件はありません。これまでの実績や申請事業の内容に適した参加可能人数、参加者への周知方法等の計画に基づいて記載してください。

**Q2-5:参加者は外国人留学生と地域のスタッフ並びに申請団体スタッフのみでも申請することができますか。**

A:申請できます。ただし、外国人留学生と申請団体スタッフのみとならないように、地域住民（留学生以外の外国人）又は地域住民（外国人除く。地域のスタッフ含む）が参加者となるようにしてください。

**Q2-6:採択後に事業計画及び予算計画を変更することはできますか。**

A:原則として事業計画の変更は認めません。助成決定後に変更が生じないように、十分に検討した上で事業計画を立案・申請してください。ただし、災害等、予期せぬ止むを得ない事情により、申請時の計画を変更する必要がある場合には、速やかに計画変更申請を行い、機構の承認を変更後の計画の実施前に得る必要があります。なお、「事業名」、「事業の趣旨」及び「事業実施により期待される効果」が変わるような変更申請はできません。よって、申請時の「事業の趣旨」及び「事業実施により期待される効果」と同等の質を担保するための代替案を必ず提案してください。

※採択は事業内容を審査した上での選考結果ですので、支出科目の変更等により助成金の返納及び助成金の減額請求を伴わない計画変更である場合でも採択された事業計画に変更が生じる場合は、必ず計画変更申請を行わなければなりません。

**Q2-7:謝金はいくらまで支給できますか。**

A:謝金については、申請団体に定めている支給規程等に基づいて支払ってください。また、源泉徴収については適切に行ってください。

※事業終了後の報告時に申請団体に定めている謝金支給規程等の提出が必要です。詳細については、採択決定後、機構のホームページに掲載予定の「事務手続の手引」を確認してください。

**Q2-8:学生への謝金は助成の対象となりますか。**

A:申請団体の謝金支給規程等に基づいて学生へ謝金を支給する場合は、助成の対象となります。

**Q2-9:旅費はいくらまで支給できますか。**

A:旅費（日当を含む。）については、申請団体の旅費支給規程等に基づいて支払ってください。

※事業終了の報告時に申請団体に定めている旅費支給規程等の提出を求めることがあります。

**Q2-10:助成金以外の資金は必要ですか。**

A:自己負担金の割合等に特に条件はありません。ただし、申請する事業の規模に照らし、事業の実現性の高さを示すものとして審査の段階での判断材料とします。

**Q2-11:参加費を徴収する場合、その取扱いはどうすべきですか。**

A:助成事業において参加費等を徴収する場合は、予算計画書の収入の該当欄に計上し、事業実施経費に充ててください。

### 3. 採択後の手続に関する事項

**Q3-1:どのような手続をとればよいですか。**

A:採択決定後の手続については、後日当機構のホームページに掲載予定の「事務手続の手引」で確認してください。

**Q3-2:実際に助成金が入金されるまでどのくらいかかりますか。**

A:採択団体による助成金の請求後、当機構が適正と認めてから1か月程度(目安)で採択団体指定の口座に振込む予定です。

なお、助成金請求書類は事業実施の2か月前までに提出してください。詳細は「事務手続の手引」で確認してください。